

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

○埼玉県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

### 告示

(流通販売課)

○住民基本台帳ネットワークシステム業務端末機器等の賃貸借に関する一般競争入札の公告

(市町村課)

○滞納整理支援システム保守業務委託に関する入札公告

(税務課)

○電気工事士免状交付事務の委託に関する入札公告

(化学保安課)

○彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業に係る環境影響評価事後調査書の縦覧

(温暖化対策課)

○大気汚染自動測定機保守等業務委託に関する入札公告

(青空再生課)

○川口市計画特別緑地保全地区

の決定

(みどり自然課)

○平成二十年度リフト付きバス「おおぞら号」の運行業務委託に関する入札公告

(障害者社会参加推進室)

○ヤングキャリアセンター埼玉就職支援事業等業務委託に関する入札公告

(雇用対策課)

○平成二十年度前期技能検定の実施

(職業能力開発課)

○平成二十年度随時実施技能検定の実施

(職業能力開発課)

○通行する車両の総重量の最高限度が車両の通行の許可の手続等を定める省令第一条の規定により定める値である道路の指定等

(道路環境課)

○車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定等

(道路環境課)

○毛呂山・越生都市計画用途地域

### の変更の案の縦覧

(都市計画課)

○毛呂山・越生都市計画道路の変更の案の縦覧

○新座都市計画用途地域の変更

○蓮田都市計画用途地域の変更

○人間都市計画用途地域の変更

○人間都市計画道路の変更

○羽生都市計画道路の変更

○越谷都市計画道路の変更

○小川都市計画道路の変更

○草加都市計画道路の変更

○幸手都市計画道路の変更

○川口市計画駐車場の変更に係る図書の写しの縦覧

(都市計画課)

○狭山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課)

○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施(建築指導課)

○埼玉県立図書館資料等搬送業務委託の一般競争入札公告

○公告対象区域内の建築物に係る認定の取消し(川越県土)

○建築基準法に基づく一団地等の建築物の認定(川越県土)

○県道練馬所沢線の区域の変更

○県道練馬所沢線の供用の開始

○開発行為に関する工事の完了公告

○埼玉県告示第二百二十八号中訂正

○埼玉県告示第八百七十三号中訂正

○埼玉県告示第八百七十三号中訂正

○埼玉県告示第八百七十三号中訂正

## 規則

埼玉県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月四日

埼玉県規則第五号

埼玉県知事 上田清司

埼玉原卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉原卸売市場条例施行規則(昭和四十六年埼玉県規則第九十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中 「法人の場合にあつては、そ」を「」に、同様式の(注)を次のように改める。

(注) (1) 申請者の氏名については、申請者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。また、申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

(2) 2及び3については、申請者が法人の場合に記載すること。

様式第二号中 「法人の場合にあつては、そ」を「」に、同様式の(注)を次のように改める。

(注) (1) 申請者の氏名については、申請者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。また、申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

(2) 3及び4については、申請者が法人の場合に記載すること。

様式第三号中 「法人の場合にあつては、そ」を「」に、同様式の(注)として次のように改める。

(注) 申請者の氏名については、申請者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。また、申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第四号中 「法人の場合にあつては、そ」を「」に、同様式の(注)として次のように改める。

(注) 申請者の氏名については、申請者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。また、申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第五号中 「法人の場合にあつては、そ」を「」に、同様式の(注)として次のように改める。

(注) 届出者の氏名については、届出者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。また、届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第六号中 「法人の場合にあつては、そ」を「」に、同様式の(注)を次のように改める。

(注) 譲受人及び譲渡人の氏名については、譲受人又は譲渡人が法人の場合は、法人である譲受人又は譲渡人の名称及び代表者の氏名を記載すること。また、譲受人又は譲渡人が個人の場合は、個人である譲受人又は譲渡人の氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第七号中 「法人の場合にあつては、そ」を「」に、同様式の(注)を次のように改める。

(注) 届出者の氏名については、届出者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。また、届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第九号中 「法人の場合にあつては、そ」を「」に、同様式の(注)として次のように改める。

(注) 届出者の氏名については、届出者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。また、届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第十号中 「法人の場合にあつては、そ」を「」に、同様式の(注)として次のように改める。

(注) 届出者の氏名については、届出者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。また、届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式第十一号中 「法人の場合にあつては、そ」を「」に、同様式の(注)として次のように改める。

様式第十二号中  
 「法人の場合にあつては、そ」を削り、同様式に註として次の名称及び代表者の氏名  
 の名称及び代表者の氏名」

(注) 届出者の氏名については、届出者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。また、届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

「法人の場合にあつては、そ」を削り、同様式に註として次の名称及び代表者の氏名」

の名称及び代表者の氏名」

(注) 申請者の氏名については、申請者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。また、申請者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

「法人の場合にあつては、そ」を削り、同様式に註として次の名称及び代表者の氏名」

の名称及び代表者の氏名」

(1) 届出者の氏名については、届出者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。また、届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

「法人の場合にあつては、そ」を削り、同様式に註として次の名称及び代表者の氏名」

の名称及び代表者の氏名」

(注) (1) 届出者の氏名については、届出者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。また、届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

(2) 7及び8については、届出者が法人の場合に記載すること。

「法人の場合にあつては、そ」を削り、同様式に註として次の名称及び代表者の氏名」

の名称及び代表者の氏名」

(注) 届出者の氏名については、届出者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載すること。また、届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより押印を省略することができる。

様式

この規則は、公布の日から施行する。

# 告示

埼玉県告示第二百八十二号

次のような一般競争入札に付す。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田 豊 臣

## 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量  
 住民基本台帳ネットワークシステム業務端末機器等の賃貸借等 一式

(2) 調達案件の仕様等  
 入札説明書及び仕様書による。

## (3) 履行期間

平成20年6月1日(日)から平成25年5月31日(金)まで  
 ただし、平成21年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額において減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

## (4) 履行場所

埼玉県総合政策部市町村課が指定する場所

## (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。

入札は、上記(3)の履行期間に係る積算額の総額で行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

<p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級又は「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。</p> <p>(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。</p> <p>(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 調達案件について仕様書の要求事項を確実に履行できることを、入札説明書で指定する方法により証明した者であること。</p> <p>(6) 本公告に示した物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けすることができる能力を有するとともに、第三者をして貸付けすることができる能力を有することを、入札説明書で指定する方法により証明した者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法 所定の機密保持誓約書と引き替えに、下記(3)の交付場所において貸与する。</p> <p>(2) 機密保持誓約書の様式の入手方法 ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合 入手手順は、下記のとおり イ 埼玉県ホームページを開く。 ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。 ハ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入札」を選択する。 ニ 「入札情報公開システム」を選択する。 ホ 調達機関は「埼玉県」を選択する。 ヘ 部局名は「総合政策部」を選択する。 ヘ 課所名は「市町村課」を選択する。 コ 「物品等」を選択する。 ク 「1 発注情報の検索」を選択する。</p>	<p>(ウ) 検索ボタンをクリックする。</p> <p>(カ) 本入札案件を選択する。</p> <p>イ 紙媒体での入手を希望する場合 下記(3)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)</p> <p>(3) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(上記(2)アの場合を含む。) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総合政策部市町村課住民基本台帳ネットワークシステム担当 平井 電話048-830-2686(直通)</p> <p>(4) 入札説明会の場所及び日時 ア 場所 埼玉県職員会館401会議室 イ 日時 平成20年3月11日(火)午前10時</p> <p>(5) 入札書受付期間 ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年3月26日(水)午前10時まで イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年3月25日(火)午後5時まで(必着) なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。</p> <p>(6) 開札の場所及び日時 埼玉県総合政策部市町村課 平成20年3月26日(水)午前11時</p> <p>4 その他 (1) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。 イ 契約保証金</p>
---	--

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成20年3月18日（火）午後5時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合  
同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
上記3(3)の提出先まで郵送又は持参により提出する。

なお、郵送の場合には書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書  
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。



埼玉県告示第1006号

次のごとく一般競争入札を行います。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 田 畑 隆 臣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量  
滞納整理支援システム保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日（火）から平成21年3月31日（火）まで

(4) 納入場所

埼玉県総務部税務課並びに各県税事務所及び自動車税事務所

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、「電子計算に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は都道府県において、税に関するシステム開発及びネットワーク設計・構築の実績があること。

(6) 平成14年4月以降に税に関するシステムの保守業務を受託した実績のある者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課納税担当 難波 正和 電話5048-830-2655 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県庁職員会館地下1階 B05

イ 日時

平成20年3月7日 (金) 午後4時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県庁職員会館4階音楽室 B

イ 日時

平成20年3月25日 (火) 午後3時30分

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年3月17日(月)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し

説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき、又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県庁長官 二〇一〇年三月四日

次長 藤田 正和

〒330-9301 埼玉県浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県庁 田 田 県 庁

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

電気工事士免状交付事務 一式

(2) 調達案件の仕様等

埼玉県

入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所  
埼玉県内
- (5) 入札方法

入札は、本県が仕様書に示す予定件数及び入札者が委託事務区分ごとに見積もった単価に従って計算した総価で行うものとする。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、上記総価の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 埼玉県内の4か所〔ゆとりとチャンスの埼玉プラン 地域別計画〕の地域区分における東部地域、西部地域及び北部地域にそれぞれ1か所並びにさいたま市に1か所）以上において、本件事務を行える者であること。
  - (3) 埼玉県庁の開庁日及び就業時間に準じて、本件事務を行える者であること。
  - (4) 免状交付申請手続等に関し、インターネットにより周知を図れる者であること。
  - (5) 個人情報について、適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。
  - (6) 免状の作成、免状交付履歴のデータ管理等に使用するパーソナルコンピュータ（他のコンピュータに接続されていないものに限る。）及びインターネットに接続するパーソナルコンピュータを用意できる者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部化学保安課火薬・電気担当 安部 伊磨 電話048-830-2978（直通）
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成20年3月14日（金）まで上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県職員会館 B05会議室

イ 日時

平成20年3月25日（火）午後2時

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった単価に予定件数を乗じた金額の合計額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定件数を乗じた金額の合計額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類

を平成20年3月14日（金）午後5時15分までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3(3)で指定した日時及び場所に、入札書を提出しなければならない。

- (3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

- (4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。

(8) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額が減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第二百八十五号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第三十条の二第二項の規定により、埼玉県から寄居町の区域内において行われた彩の国資源循環工場廃棄物処理施設建設事業について環境影響評価事後調査書の提出があつたので、同条例第三十条の三の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

九時から午後四時三十分まで

二 縦覧の期間

平成二十年三月四日(火)から同年四月四日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前

九時から午後四時三十分まで

九時から午後四時三十分まで

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量  
大気汚染自動測定機保守等業務 一式

(2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所  
埼玉県環境部青空再生課が指定する場所

(5) 入札方法  
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。落札者の決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登録され、業種区分が「物品の販売」で、「理化学機器」を取り扱う者であること。

(3) 平成14年4月1日から平成19年3月31日までの期間に、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第22条の規定に基づく常時監視において大気汚染自動測定機の保守点検業務を受託し、完了した実績を有する者であること。

(4) 公告日から開札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 公告日から開札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力

埼玉県告示第二百八十六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

団排除措置要領（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出方法等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

- ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合  
入手手順は、下記のとおり
- イ 埼玉県ホームページを開く。
- ロ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
- ハ 埼玉県電子入札総合案内（工事・物品）メニュー内の「3：システム入口」を選択する。
- ニ 「入札情報公開システム」を選択する。
- ホ 調達機関名は「埼玉県」を選択する。
- ヘ 部局名は「環境部」を選択する。
- ヘ 課所名は「青空再生課」を選択する。
- コ 「物品等」を選択する。
- ケ 「1発注情報の検索」を選択する。
- コ 検索ボタンをクリックする。
- セ ダイアログボックスの「OK」を選択する。
- ソ 本入札案件を選択する。
- ソ 上記ア以外の場合

3(2)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。

(2) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先（3(1)アの場合を含む。）

〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保639番地1 埼玉県環境部青空再生課大気監視担当 若狭 康彦 電話048-855-1866（直通） FAX048-852-5982

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年3月24日（月）午後4時まで

イ 上記ア以外の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年3月24日（月）午後4時ま

でに、書留郵便により郵送又は持参すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市桜区上大久保639番地1 埼玉県環境部青空再生課大気監視担当執務室

平成20年3月25日（火）午後2時

なお、開札への立会いは、不要とする。

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、下記の書類を平成20年3月5日（水）午前9時から同日10日（月）午後5時までに次のいずれかの方法により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「一般競争入札参加資格確認申請書」

イ 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

(イ) 上記イ以外の場合

3(2)の提出場所に持参し、又はフアクシミリにより送信すること。

イ 「契約の履行について」（添付書類を含む。）

3(2)の提出場所に持参し、又はフアクシミリにより送信すること。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第二百八十七号

川口市から川口市計画特別緑地保全地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定による、

当該図書の写しを埼玉県環境部から自然課において縦覧に供する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田 謙 臣

埼玉県告示第二百八十八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田 謙 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
 リフト付き大型バス運行業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

(4) 履行場所

関東甲信越地域、静岡県及び福島県

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でないものであること。

(3) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 県所有のリフト付き大型バス(以下「おおぞら号」という。)の運行に当たり、道路運送法(昭和26年法律第183号)上必要とされる免許等を受けていること。

(5) おおぞら号の運行に当たっては、常時2人の運転手を確保することができること。

(6) おおぞら号の運行が、平成20年4月1日から遅滞なく行えること。

(7) 平成19年12月31日以前の過去2年間に障害者の団体の輸送の実績を有する者であること。

(8) 事故の発生又は県からの要請があった場合には、迅速かつ適切に対応することができるとあること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県福祉障害者社会参加推進室社会参加推進担当 河村知子 電話048-830-3311

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法  
下記(3)の入札説明会において交付する。また、入札説明会終了後は、上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県庁職員会館402会議室

イ 日時  
平成20年3月11日 (火) 午後1時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所  
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 埼玉県庁職員会館 B02会議室

イ 日時  
平成20年3月25日 (火) 午後1時30分

(5) 郵便による場合の入札書のあて先及び受領期限

ア あて先  
埼玉県福祉障害者社会参加推進室社会参加推進担当

イ 受領期限  
平成20年3月24日 (月) 午後5時

ウ 提出方法  
書留郵便によること。

4 その他  
(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、著しく低い価格を記載した入札書の場合は、契約の内容を履行することができることを確認するため、当該入札者に照会することができるものとする。

(6) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県庁長官 二四八十九号

次のような一般競争入札に付する。

平成二十年三月四日

埼玉県庁長官 田 豊 臣

<p>1 調達内容</p> <p>(1) 購入等件名及び数量 ヤングキャリアセンタ―埼玉就職支援事業等業務委託 一式</p> <p>(2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。</p> <p>(3) 履行期間 平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで</p> <p>(4) 履行場所 埼玉県産業労働部雇用対策課が指定する場所</p> <p>(5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札参加資格</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「催物、映画、広告、その他の業務」のA等級に格付けされた者であること。</p> <p>(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき指名停止期間中でない者であること。</p> <p>(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。</p> <p>(5) 調達案件について仕様書の要求事項を確実に履行できることを、入札説明書で指定する方法により証明した者であること。</p> <p>3 入札書の提出場所等</p> <p>(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部雇用対策課若年者就業支援担当 杉山 恵美 電話 048-830-4538(直通)</p>	<p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 この公告の日から平成20年3月13日(木)午後5時まで、上記(1)の場所において交付する。</p> <p>(3) 入札説明会の場所及び日時 ア 場所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目9番4号エクセレント大宮ビル6階 ヤングキャリアセンタ―埼玉 イ 日時 平成20年3月10日(月)午後3時</p> <p>(4) 入札・開札の場所及び日時 ア 場所 埼玉県職員会館401会議室 イ 日時 平成20年3月25日(火)午後2時</p> <p>(5) 郵便による場合の入札書のおて先、受領期限及び提出方法 ア おて先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県産業労働部雇用対策課若年者就業支援担当 イ 受領期限 平成20年3月24日(月)午後5時(必着) ウ 提出方法 書留郵便によること。</p> <p>4 その他 (1) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。 イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する</p>
--	--

場合は、免除する。  
(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年3月14日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、かつ、財務規則第95条の規定に基づいて定められた最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 最低制限価格  
設定する。なお、最低制限価格より低い価格で入札した者は、再度の入札に参加できない。

(7) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第二百九十号

職業能力開発促進法施行規則(昭和四

十四年労働省令第二十四号)第六十六条

第三項の規定により、平成二十年度前期

技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田 清司

一 実施等級別職種

イ 一級及び二級

園芸裝飾(室内園芸裝飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、粉末冶金(焼結作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、放電加工(数値制御彫形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作业)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業、打出し板金作業)、めつき(電気めつき作業(学科試験のみ))、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、鉄道車両製造・整備(機器ぎ装作業、内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業)、光学機器製造(光学ガラス研磨作業)、複写機組立て(複写機組立て作業)、

建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、石材施工(石張り作業)、とび(とび作業、左官(左官作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業)、FRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(表具作業、壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)及びフラワー裝飾(フラワー裝飾作業)

ロ 三級

園芸裝飾(室内園芸裝飾作業)、造園(造園工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業)、金属熱処理(一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、マシニングセンタ作業)、工場板金(打出し板金作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作

業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業、とび(とび作業)、左官(左官作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業)、塗装(金属塗装作業)、舞台機構調整(音響機構調整作業)、商品裝飾展示(商品裝飾展示作業)、及びフラワー裝飾(フラワー裝飾作業)

ハ 単一等級  
路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカー工事作業)、塗料調色(調色作業)及び産業洗浄(高压洗浄作業)

二 試験の方法  
実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

1 実施期日

平成二十年六月九日(月)から

同年九月十七日(水)までの間に

おいて、埼玉県職業能力開発協会

(以下「協会」という。)が指定

する日

2 実施場所

協会が指定する場所

3 試験問題の公表

平成二十年六月二日(月)に協

会事務所で公表する(一部の職種

を除く。)

ロ 学科試験

1 実施期日

次の表の検定職種欄に掲げる職種に及び、同表の実施期日の欄に掲げる日

検定職種	実施期日
一 三級 園芸裝飾、造園、鑄造、機械加工、工場板金、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、塗装、舞台機構調整、商品裝飾展示及びフラワー裝飾	平成二十年七月二十七日(日)
二 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装	平成二十年八月二十四日(日)
三 単一等級 産業洗浄	平成二十年八月三十一日(日)

機組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工

一 一級及び二級  
園芸裝飾、鑄造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロッツク建築、タイヤ張り、表装及びフラワー裝飾

平成二十年九月七日(日)

二 単一等級  
路面標示施工及び塗料調色

2 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手續

イ 提出書類

1 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

2 実技試験又は学科試験の免除を受ける者とする者にあつては、その資格を証する書面

3 手数料の払込みを証する書面

提出先

協会

さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号(郵便番号三三〇〇〇七)

ハ 受付期間  
平成二十年四月三日(木)から同年四月十六日(水)まで

ニ 受検申請に関する注意

1 申請書の用紙及び受検案内は、協会で作付する。  
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。

2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

3 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料  
次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。  
なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

協会

提出先

協会

検定職種	手数料(円)
園芸装飾	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
造園	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
鑄造	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
金属熱処理	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
粉末冶金	一五、七〇〇
機械加工	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
放電加工	一五、七〇〇
金属プレス加工	一五、七〇〇
鉄工	一五、七〇〇
建築板金	一五、七〇〇
工場板金	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
仕上げ	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
切削工具研削	一五、七〇〇
電子機器組立て	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
電気機器組立て	一五、七〇〇
産業車両整備	一五、七〇〇
鉄道車両製造・整備	一五、七〇〇

光学機器製造	一五、七〇〇
複写機組立て	一五、七〇〇
建設機械整備	一五、七〇〇
婦人子供服製造	一三、〇〇〇
家具製作	一五、七〇〇
建具製作	一五、七〇〇
プラスチック成形	一五、七〇〇
石材施工	一五、七〇〇
とび	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
左官	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
ブロック建築	一五、七〇〇
タイル張り	一五、七〇〇
畳製作	一五、七〇〇
防水施工	一五、七〇〇
内装仕上げ施工	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
サッシ施工	一五、七〇〇
表装	一五、七〇〇
塗装	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
フラワー装飾	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)

機械保全	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
舞台機構調整	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
商品装飾展示	一五、七〇〇 (二〇、五〇〇)
路面標示施工	一五、七〇〇
塗料調色	一五、七〇〇
産業洗浄	一五、七〇〇

備考 手数料(円)の欄の( )は、

埼玉県手数料条例(平成十二年  
埼玉県条例第九号)別表産業労働部の項第十一号金額の欄の知事が別に定める者に関する公示(平成十二年埼玉県告示第四百十一号)に定める者に適用する。

ロ 学科試験(全職種)

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

平成二十年七月二十七日(日)に学科試験を実施する職種にあっては、同年八月二十七日(水)に、その他の職種にあっては同年十月三日(金)に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知協会から合格者に対し書面で通知

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部職業能力開発課又は協会に問い合わせること。



埼玉県告示第二百九十一号

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定により、平成二十年随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田 清 司

一 実施等級別職種

イ 基礎一級及び基礎二級

鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、寝具製作、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、石材施工、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、表装及び塗装試験の方法

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日

ロ 実施場所

協会が指定する場所

ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

四 受検申請の手續

イ 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

ロ 提出先

協会

さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号(郵便番号三三〇一〇〇七)

四)

ハ 受付期間

随時

ニ 受検申請に関する注意

1 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。

なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。

2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。

イ 実技試験

検 定 職 種	手数料(円)
検査	一五、七〇〇
鍛造	一五、七〇〇
機械加工	一五、七〇〇
金属プレス加工	一五、七〇〇
鉄工	一五、七〇〇
建築板金	一五、七〇〇
工場板金	一五、七〇〇
めつき	一五、七〇〇
仕上げ	一五、七〇〇
機械検査	一三、〇〇〇
ダイカスト	一五、七〇〇
機械保全	一五、七〇〇
電子機器組立て	一五、七〇〇
電気機器組立て	一五、七〇〇
プリント配線板製造	一五、七〇〇
冷凍空気調和機器施工	一五、七〇〇
婦人子供服製造	一三、〇〇〇
寝具製作	一五、七〇〇
家具製作	一五、七〇〇
建具製作	一五、七〇〇

印刷

製本

プラスチック成形

石材施工

建築大工

かわらぶき

とび

左官

タイル張り

配管

型枠施工

鉄筋施工

コンクリート圧送施工

印刷	一五、七〇〇
製本	一五、七〇〇
プラスチック成形	一五、七〇〇
石材施工	一五、七〇〇
建築大工	一五、七〇〇
かわらぶき	一五、七〇〇
とび	一五、七〇〇
左官	一五、七〇〇
タイル張り	一五、七〇〇
配管	一五、七〇〇
型枠施工	一五、七〇〇
鉄筋施工	一五、七〇〇
コンクリート圧送施工	一五、七〇〇

防水施工

内装仕上げ施工

サッシ施工

表装

塗装

学科試験(全職種)

一三、一〇〇円

合格発表及び通知

合格者に対し、合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に關し不明な点は、埼玉県産業労働部職業能力開発課又は協会に問い合わせること。

この技能検定に關し不明な点は、埼玉県産業労働部職業能力開発課又は協会に問い合わせること。

防水施工	一五、七〇〇
内装仕上げ施工	一五、七〇〇
サッシ施工	一五、七〇〇
表装	一五、七〇〇
塗装	一五、七〇〇

埼玉県告示第二百九十二号

通行する車両の総重量の最高限度が、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第一条の規定により定める値である道路として、次のとおり指定する。

平成二十年三月四日

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

埼玉県知事 上田清司

種類	路線名	区間
一般国道	四百七号	東松山市大字上野本字久保原千五百四十四番一地先から同市大字高坂字長瀬四百十三番二地先まで
県道	東松山鴻巣線 東松山鴻巣線	東松山市大字下野本字久保原千五百五十二番一地先から同市五領町十六番九地先まで
	東松山鴻巣線	比企郡吉見町大字下細谷字申起八百二十番三地先から同町大字大和田七百六十四番一地先まで

二 指定する期日  
平成二十年四月一日

埼玉県告示第二百九十三号

通行する車両の総重量の最高限度が、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和三十六年建設省令第二十八号)第一条の規定により定める値である道路の指定を、次のとおり解除する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

種類	路線名	区間
県道	鴻巣川島線	比企郡吉見町大字古名字梅ノ町二百二番二地先から同町大字古名字梅ノ町二百一番二地先まで

二 指定を解除する期日  
平成二十年四月一日

埼玉県告示第二百九十四号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

種類	路線名	区間
一般国道	四百七号	東松山市大字上野本字久保原千五百四十四番一地先から同市大字高坂字長瀬四百十三番二地先まで

二 指定する期日  
平成二十年四月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定  
上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

埼玉県告示第二百九十五号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定を、次のとおり解除する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

一 指定を解除する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	鴻巣川島線	比企郡吉見町大字古名字梅ノ町二百二番二地先から同町大字古名字梅ノ町二百一番二地先まで

二 指定を解除する期日

平成二十年四月一日

埼玉県告示第二百九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

毛呂山町前久保南3丁目、前久保南4丁目、若山1丁目、中央4丁目及び南台5丁目の各一部

鳩山町大字小用字東堂及び字新井の一部並びに大字大豆戸字東耕地及び南精進場の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、毛呂山町まちづくり

整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進課

四 縦覧期間

平成二十年三月四日から平成二十年三月十八日まで

埼玉県告示第二百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画道路三・四・十二号玉川坂戸線、三・四・十三号岩殿岩井線及び三・四・二十二号入西赤沼線

二 都市計画を変更する土地の区域

(三・四・十二号玉川坂戸線)  
イ 追加する土地の区域  
なし  
ロ 削除する土地の区域  
鳩山町大字大豆戸字小袴の一部、大字赤沼字峰の一部  
(三・四・十三号岩殿岩井線)  
イ 追加する土地の区域  
なし  
ロ 削除する土地の区域  
なし  
(三・四・二十二号入西赤沼線)  
イ 追加する土地の区域  
なし  
ロ 削除する土地の区域  
なし

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進課

四 縦覧期間

平成二十年三月四日から平成二十年三月十八日まで

埼玉県告示第二百九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画用途地域を変更した。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第二百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、蓮田都市計画用途地域を変更した。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、入間都市計画用途地域を変更した。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画用途地域を変更した。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画用途地域を変更した。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画用途地域を変更した。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、入間都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百二二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、羽生都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百三三三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、越谷都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百四四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、小川都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百五五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百六六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、幸手都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百七七号

川口市から川口市計画駐車場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第三百八八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第四百二十六号で告示した狭山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

狭山市

二 都市計画事業の種類及び名称

狭山都市計画下水道事業狭山公共下

水道  
事業施行期間  
昭和四十六年十月二十九日から  
平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第四百二十六号、昭和五十年埼玉県告示第千三百八十一号、昭和五十四年埼玉県告示第六百七十三号、昭和五十六年埼玉県告示千八百七十九号、昭和五十八年埼玉県告示第千六百六十二号、昭和六十一年埼玉県告示第千四百一十一号、昭和六十二年埼玉県告示第五百六十二号、昭和六十二年埼玉県告示第七百六十六号、平成元年埼玉県告示第四百五十六号、平成四年埼玉県告示第四百九十二号、平成六年埼玉県告示第千四百一十一号及び平成十一年埼玉県告示第百六十四号の事業地のうち、狭山市大字青柳字氷川前、字東丸山、字第六天前、字西馬知屋敷、字六万坊、字三ツヶ久保、字西丸山及び字本村前、大字堀兼字芳野、字西平野及び字月見台、入間川字下向沢、字中原、字沢台、字中向沢、字下窪、字口、字ム及び字ウ、大字加佐志字本

開、字下向、字西裏、字普門寺、字稲荷山及び字日向、大字下奥富字宮後、字清水、字亀井、字大芦、字水押、字久保田、字前田西及び字西川原、柏原字上ノ原、字半貫、字字尻、字金井林及び字丸山、大字柏原新田字下川原及び字西川原、大字根岸字大道東、大字笹井字宮地上、大字下広瀬字拓富、大字北入曾字下原、字入間野、字上之原及び字南入間野、大字南入曾字中原及び字稲荷前、稲荷山一丁目、稲荷山二丁目、大字中新田字芝及び字野地内において事業地を加え、大字青柳字旭台、字馬知屋敷後、字六万坊新田、字台、字柳窪、字東馬知屋敷及び字江丸橋、入間川字沢久保、大字加佐志字高峯及び字天沼、大字下奥富字八反目、字弁天通、字金掘、字吹上、字芝、字三島木、字前田、字神田、字稲荷上及び字坂上、大字上奥富字揚盧木下、字淵端、字竹ノ花、字橋場、字平塚、字梶屋、字新田、字上川原及び字戸張、柏原字宮原、字宮林、字宮越、字後下河内、字上沢、字上宿、字御所ノ内、字英、字中宿田、字東宿田及び字西宿田、大字笹井字八木、大字北入曾字三芳野、字水押及び字堀難井、大字南入曾字宅地裏、字北ノ前、字故戰場、字故境及び字野境、

大字水野字逃水、字月見野及び字本堀、笹井一丁目、鶴ノ木、入間川二丁目、入間川四丁目、狭山、広瀬一丁目、大字上広瀬字上ノ原及び字西原、沢地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

- (1) 取用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

埼玉県告示第三百九号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、埼玉県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田 清司

一 試験の期日及び時間

- イ 二級建築士試験
- (1) 学科の試験

平成二十年七月六日(日)

午前十時から午後五時十分まで

- (2) 設計製図の試験

平成二十年九月十四日(日)

午前十一時三十分から午後四時

まで

ロ 木造建築士試験

- (1) 学科の試験  
平成二十年七月二十七日(日)  
午前十時から午後五時十分まで
- (2) 設計製図の試験  
平成二十年十月十二日(日)  
午前十一時三十分から午後四時

まで

二 試験会場

イ 二級建築士試験

- (1) 学科の試験  
さいたま市見沼区深作三百七芝浦工業大学大宮校舎
- (2) 設計製図の試験  
さいたま市見沼区深作三百七芝浦工業大学大宮校舎

ロ 木造建築士試験

- (1) 学科の試験  
さいたま市見沼区深作三百七芝浦工業大学大宮校舎
- (2) 設計製図の試験  
さいたま市見沼区深作三百七芝浦工業大学大宮校舎

三 受験資格

建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者

四 受験申込み手続

イ インターネットによる受験申込み  
インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申

込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

- (1) 受験申込み受付期間及び時間
- (一) 期間  
平成二十年四月一日(火)から平成二十年四月七日(月)まで
- (二) 時間  
受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

- (2) 受験申込み方法  
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

ロ 受付場所における受験申込み

- (1) 受験要領及び受験申込書の配布期間及び配布場所
- (一) 配布期間  
平成二十年四月七日(月)から十八日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- (二) 配布場所  
さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

(二) 配布場所

さいたま市南区鹿手袋四丁目一番七号

- (2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所
- (一) 受付期間  
平成二十年四月十四日(月)から十八日(金)まで

(一) 受付期間

平成二十年四月十四日(月)から十八日(金)まで

- (二) 受付時間  
午前十時から午後四時まで
- (三) 受付場所  
さいたま市南区鹿手袋四丁目  
一番七号  
埼玉建産連研修センター

## 五 設計製図の試験の課題発表

平成二十年六月十一日(水)ごろ、  
財団法人建築技術教育普及センター関  
東支部及び社団法人埼玉建築士会の事  
務所に掲示するとともに、学科の試験  
を実施する試験会場に掲示する。

## 六 合格の発表

## イ 学科の試験

## (1) 二級建築士試験

平成二十年八月二十六日(火)  
ごろ、財団法人建築技術教育普及  
センター関東支部及び社団法人埼  
玉建築士会の事務所並びに埼玉県  
庁本庁舎一階南玄関掲示板に掲示  
するとともに、合格者に合格した

- 旨を、不合格者に不合格の旨及び  
成績を通知する。
- (2) 木造建築士試験  
平成二十年九月九日(火)ごろ、  
財団法人建築技術教育普及センタ  
ー関東支部及び社団法人埼玉建築  
士会の事務所並びに埼玉県庁本庁  
舎一階南玄関掲示板に掲示すると  
ともに、合格者に合格した旨を、  
不合格者に不合格の旨及び成績を  
通知する。

ロ 設計製図の試験(二級・木造建築  
士試験)

平成二十年十二月四日(木)ごろ、  
財団法人建築技術教育普及センター  
関東支部及び社団法人埼玉建築士会  
の事務所並びに埼玉県庁本庁舎一階  
南玄関掲示板に掲示するとともに、  
合格者に合格した旨を、不合格者に  
不合格の旨及び成績を通知する。

- (3) 履行期間  
平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)まで

## (4) 履行場所

- ア 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目1番22号 埼玉県立浦和図書館  
イ 埼玉県熊谷市箱田5丁目6番1号 埼玉県立熊谷図書館  
ウ 埼玉県久喜市大字下早見85番地の5 埼玉県立久喜図書館  
エ 埼玉県さいたま市桜区大字下大久保255番地 埼玉大学図書館  
オ 仕様書に示す県立機関及び市町村立図書館等  
上記アからオまでに掲げる県立図書館等の間を、仕様書に定められたコー  
スで巡回する。

## (5) 入札方法

入札金額は、搬送1回当たりの単価を記載すること。なお、落札決定に当た  
っては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加  
算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨  
てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方  
消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契  
約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない  
者であること。

(2) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条の規定に基づき、一般  
貨物自動車運送事業の許可を受けている者であること。

(3) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27  
日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所  
並びに問い合わせ先

〒360-0014 埼玉県熊谷市箱田5丁目6番1号 埼玉県立熊谷図書館図書館  
協力担当 大谷 文江 電話048-523-6291

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

## 埼玉県告示第三百十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年三月四日

埼玉県知事 上田 清司

## 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立図書館資料等搬送業務 一式(年間予定搬送回数 707回)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

埼玉県立熊谷図書館集会所 平成20年3月10日(月) 午前10時  
 入札・開札の場所及び日時  
 埼玉県立熊谷図書館集会所 平成20年3月25日(火) 午前10時  
 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を入札保証金として納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。  
 入札書に記載する金額(1回当たりの単価) × 707回 × 1.05 × 0.05

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。  
 契約単価(1回当たり) × 707回 × 1.05 × 0.1

(2) 入札者に要求される事項

入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならぬ。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
 イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書  
 ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(7) その他詳細は、入札説明書による。

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定により同法第八十六条の二第一項の規定による認定を取り消したので、次のとおり公告する。

平成二十年三月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

取消番号	認定取消年月日	対 象	区 域	既認定番号	既認定年月日
第二二〇二号	平成二十年二月二十五日	埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘二丁目一八〇〇―五、二〇四六一、三二丁目一七九一―八、一九他二十八筆		第一二二〇号	平成十四年十一月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第二項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

平成二十年三月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

認定番号	認定年月日	対象区域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
第二〇三号	平成二十年二月二十五日	埼玉県ふじみ野市霞ヶ丘二丁目一八〇〇―五、三丁目一七九一―八、 ―九他二十一筆	川越県土整備事務所

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月四日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月四日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 練馬所沢線
- 三 道路の区域

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

旧新別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧A	所沢市大字下安松字西原六三七番一地先から同市金山町四三番五地先まで	七・八八 <sup>ノ</sup>	三六四二・〇〇	(B)は県道所沢青梅線に一部区間重用する。
新A	所沢市大字下安松字中横道北一五六六番三地先から同市大字松郷二八九番三地先まで	九・六〇 <sup>ノ</sup>	一七二一・八六	
新B	所沢市大字下安松字中横道北一五六六番三地先から同市大字松郷二八九番三地先まで	九・六〇 <sup>ノ</sup>	五三・八〇	

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月四日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十年三月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
練馬所沢線	所沢市東所沢和田三丁目二番一―一地先から同市大字松郷二四七番一地先まで	平成二十年三月六日 午前十一時	延長二五四・八〇メートル

